岩手県監査委員告示第24号

行政監査及び定期監査の結果の公表(令和5年岩手県監査委員告示第35号)により公表した監査の結果に対する措置について、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとお り公表する。

令和6年5月10日

岩手県監査委員 五日市 王 岩手県監査委員 川 村 伸 浩 岩手県監査委員 五 味 克 仁 岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和5年5月30日から同年6月30日まで
 - (2) 本監査実施日 令和5年8月21日
- 3 監査結果の公表の日 令和5年10月6日

_	mermily by the control of the contro	
4	留意改善を要する事項及び措置内容	
	留意改善を要する事項	措置内容
	収入支出事務の執行に当たり、不適切な事務処理が繰り返	収入支出事務の不適切な事務処理については、管理課長も
	し発生しており内部けん制機能が十分に働いていない状況に	共有する保管書類管理簿により進捗管理を月ごとに行うとと
	あることから、組織的なチェック体制を構築し、適正な事務	もに、正・副担当者による随時確認を週1回実施することと
	の執行に努められたい。	した。
	道路占用料、河川占用料及び港湾施設占用料の徴収に当た	定期的に出力される収入未済状況一覧表を課内で共有する
	り、債権管理が不適当な収入未済額が17件、10,115,593円あ	とともに、正・副担当者で収納の督促を行うこととした。ま
	ったので、収入未済金の発生防止及びその回収に向けた対策	た、その進捗状況は、月ごとに管理課長に報告し、その確認
	を講じる等、債権の適正な管理に努められたい。	を受けることとした(令和5年8月29日現在において全て収
	なお、これまでの監査の結果、指摘事項であったにもかか	納済となった。)。
	わらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善	課内ミーティング等により、職員間のコミュニケーション
	努力を怠ったことに起因すると認めざるを得ないことから、	を充実させることで業務の進捗状況や課題などについて相談
	職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい	が行いやすい組織づくりを推進する。
	•	病気等による人員不足など組織・人員体制上の課題が生じ
		た場合であっても、土木部内での応援体制を構築するなどに
		より、組織的な業務の推進体制を確保することができるよう

職員の意識改革を図る。